

# 令和5年度

## 第一鹿屋中学校 校則 (改定版)



### 【生徒の皆さんへ】 「新しい校則について」

今回の校則の見直しは、新しい校則を生徒全員の協力を得られたからこそ、改善することができたと考えています。

しかし、単に新しい校則を作っただけでは、意味はありません。

これからの中学校生活で、新しく創り上げた校則を、みんなの力で、守っていくことが、新しい伝統を築いていく上で大切だと考えています。

そこで、今回、見直しを図った制服の着こなしや髪型、靴下のルールについて、自分たち自身で規範意識を高め、守っていく必要があります。

今回の新しい校則は、私たちが学校生活をより良くするために大切なものです。

だからこそ、私たちは、新しい校則を生徒全員で作り上げたということを誇りに思い、自分たちでルールを守り、規範意識を高めていくことが、新しい校則を創った私たちの責任であることを忘れないでください。

皆さんのが自分たちで校則を守り、学校生活をより良くすることができるよう、生徒会一同、サポートしていきます。よろしくお願いします。

## ○服装・身なりについて 夏服

### (身なりを正しくして登校しましょう) ① (R5.5.12版)



#### 1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

##### (1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかかるないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

〔理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。〕

##### (2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具（ゴム、ピン）を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

〔理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。〕

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方（頭頂部での団子結びなど）は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようのこと。

##### (3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。〕

##### (4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。〕

※ 靴下については白・黒・紺・グレー（ワンポイント可）とする。長さについては、学びの場（健康・安全）、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない（白・薄目のグレー・ベージュ等）アンダーウェアを着用する（体育用Tシャツは着用しないことが望ましい）。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。



## ○服装・身なりについて 夏服

## (身なりを正しくして登校しましょう) ② (R5.5.12版)

ポロシャツの上に学校指定のベストを着用することができる。[共通]



・スカートのすそは、  
ひざ下(立てひざで、  
スカートのすそが  
床につく長さ。  
(長すぎてもX)



### 1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

#### (1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかかるないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

[理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼窓にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。]

#### (2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

[理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。]

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

#### (3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。]

#### (4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。]

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。

・一番上のボタンのみ外しても構わない。(ただし式典等指示がある場合は一番上までとめる) [共通]



## ○服装・身なりについて

### 中間服

### (身なりを正しくして登校しましょう) ③ (R5.5.12版)



#### 1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

##### (1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかかるないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

[理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。]

##### (2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

[理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。]

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

##### (3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。]

##### (4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。]

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。



## ○服装・身なりについて

### 中間服

## (身なりを正しくして登校しましょう ④ (R5.5.12版)

ポロシャツの上に学校指定のベストを着用することができる。[共通]



・スカートのすそは、  
ひざ下(立てひざで、  
スカートのすそが  
床につく長さ。  
(長すぎても×)

#### 1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとする  
こと。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

##### (1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかかるないように切ったり、ピンで留めたりして整  
えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

[理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあた  
ることで傷を負ったりする可能性があるから。]

##### (2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。  
ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

[理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。  
また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。]

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結  
び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等について  
は、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

##### (3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担とい  
う観点から。]

##### (4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担とい  
う観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる  
場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。]

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とす  
る。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との  
着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグ  
レー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシ  
ャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから  
再登校とする。

・一番上のボタンのみ外  
しても構わない。(た  
だし式典等指示があ  
る場合は一番上まで  
とめる) [共通]



・カッターシャツの袖  
ボタンをしっかりと  
とめる。  
・中に着ているもの  
はみ出ないように  
する。  
・シャツをしっかりと  
入れる。(共通)

・ズボンの裾の長さは、  
スリッパを脱いで立  
つた時に、床に裾が  
つかない長さ。

## ○服装・身なりについて 冬服

### (身なりを正しくして登校しましょう) ⑤ (R5.5.12版)



- ・中に着るものは無地の黒、紺系とする。
- ・襟元からインナーが見えないように心がける。

- ・スカーフの結び目がゆるまないよう にしっかりと結ぶ
- ・スカーフの後ろを出さない。

- ・スカートのすそは、ひざ下(立てひざで、スカートのすそが床につく長さ。  
(長すぎても×)

#### 1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

##### (1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかかるないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

〔理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。〕

##### (2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

〔理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。〕

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

##### (3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。〕

##### (4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。〕

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。

- ・制服の下はカッターシャツを着用。学生服を脱いだときはカッターシャツの状態になる
- ・防寒着として上着の中に着るものは無地の黒、紺系のものとする。



- ・ボタンは5つともしっかりとしめる。

- ・黒か茶のベルトをつける。2つ穴はダメ。

- ・カッターシャツの袖ボタンをしっかりとめる
- ・冬服は袖口の飾りボタン2つをつける

- ・ズボンの裾の長さは、スリッパを脱いで立った時に、床に裾がつかない長さ。

## ○服装・身なりについて 冬服

### (身なりを正しくして登校しましょう) ⑥ (R5.5.12版)

ボロシャツの上に学校指定のベストを着用することができる。[共通]



・ボタンは2つとも  
しっかりととめる。  
[共通]

・スカートのすそは、  
ひざ下(立てひざで、  
スカートのすそが  
床につく長さ。  
(長すぎても×)



#### 1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

##### (1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はからないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

[理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。]

##### (2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

[理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。]

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等についても、学校という学びの場である観点から上記のようのこと。

##### (3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。]

##### (4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。]

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。

・上着の下はカッターシャツを着用。上着を脱いだときはカッターシャツの状態になる。

・防寒着として上着の中に着るものは無地の黒、紺系のものとする。

[共通]



・袖のボタンをしっかりととめ、中に着ているものがはみ出ないようにする。[共通]



・黒か茶のベルトをつける。2つ穴はダメ。



・ズボンの裾の長さは、スリッパを脱いで立った時に、床に裾がつかない長さ。

## 制服販売等について(第一鹿屋中学校) R5.5.12版

### (1) 入学までに準備するもの（購入・発注）

制服、靴、上履き（スリッパ）、カバン、体育服、体育館シューズ、ジャージ  
通学用自転車、ヘルメット（自転車通学生のみ）、学用品、ネーム

### (2) 入学用品の購入について（取扱い店の紹介）

#### ① 新制服の取扱店の紹介

販 売 店 名	住 所	電話番号
ア 旭制服	旭原町 3601-15	42-3371
イ 池之上百貨店	向江町 8-3	42-2191
ウ 桜きものサロン	大手町 2-3	43-9070
エ とおや	本町 8-10	44-3123

#### ② 体育服・ジャージ・体育館シューズ・クオーターパンツ・帽子 等

◆ 購買部【学校内】（吉満文具） (Tel) 44-0808

#### ③ 通学用カバン取扱い店

◆ 購買部【学校内】（吉満文具） (Tel) 44-0808

◆ 旭制服（旭原町 3601-15） (Tel) 42-3371

◆ 池之上百貨店（向江町 8-3） (Tel) 42-2191

#### ④ 通学用自転車

◆ 各自転車販売店（本校規定に合致するもの）

#### ⑤ 自転車用ヘルメット（安全基準に適合した普通のヘルメット）

◆ 池之上百貨店（向江町 8-3） (Tel) 42-2191

※ 購買部で購入するものについては、「吉満文具」さんへお問い合わせください。

### 【参考資料】価格表(令和5年度入学生)

制 服	ジャケット男女兼用	22,000 円
	ニットシャツ長袖	3,300 円
	ポロシャツ半袖	4,300 円
	夏スラックス（裾加工込み）	13,400 円
	夏女子スラックス（裾加工込み）	13,700 円
	夏スカート	13,500 円
	ベスト（希望者のみ）	3,300 円
体 育 服	長袖ジャージ（上）	6,300 円
	長ズボンジャージ（下）	4,400 円
	半袖体操シャツ（男女別）	2,470 円
	長袖体操シャツ（男女別）	2,820 円
	クオーターパンツ（男女兼用）	2,630 円
	体育館シューズ（袋付き）	3,250 円
	帽子	690 円
その 他	カバン	10,460 円
	スリッパ	2,100 円
	ネーム（1枚）	280 円

※  は、購買部で購入できる品物です。

### 校則の見直し（校則改定）について（お知らせ）

薄暑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、第一鹿屋中学校では、これまで校則の見直しを進めてまいりました。校則は、学校を取り巻く環境や生徒の状況の変化等を鑑み、社会通念に照らした合理的なものであることが求められています。

さらに、生徒の人権を尊重し、より主体的な行動を促すためのものという観点で、生徒、保護者、職員から隨時、意見を聴取し、校則の見直しに努めてまいりました。

そこで、令和5年度から新しい校則を掲げ、生徒の主体的な行動を培う、眞の教育的な意義をもつものとして運用してまいりたいと思います。

つきましては、下記に、校則の意義、コンセプト、主な改正点等を記載しておりますので、御確認いただくとともに、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 校則の教育的意義について

- (1) 安心して集団生活の場で、活動に取り組むことができる。
- (2) 社会規範を遵守する態度、行動を育む。
- (3) 社会通念（社会生活におけるマナー、ルール）を知る・学ぶ。

#### 2 本校の校則指導におけるコンセプトについて

将来における高校入試、面接等を見据え、T P Oにふさわしい行動を自ら考え、実行できる第一鹿屋中生の育成

#### 3 主な改正点

##### (1) 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

##### ア 前髪について

目にかかる長さの前髪はかかるないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

[理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。]

##### イ 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具（ゴム、ピン）を用いて結ぶこと。

ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

[理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。]結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方（頭頂部での団子結びなど）は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

##### ウ 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。]

##### エ 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

[理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。]

ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。]

##### (2) 靴下について

白・黒・紺・グレー（ワンポイント可）とする。長さについては、学びの場（健康・安全）、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

##### (3) アンダーウエアについて

シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない（白・薄目のグレー・ベージュ等）アンダーウエアを着用する（体育用Tシャツは着用しないことが望ましい）。